平成２５年（フ）第２８２０号
神奈川県横須賀市本町２丁目１番地22　コンフォール横須賀本町701、申立時の住所大阪市此花区西島４丁目１番　西島リバーサイドヒルなぎさ街第20号棟第1201号室
破産者　福永　光政
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９４７号
大阪府門真市千石東町28番19号　タウンフィールド201号、開始決定時大阪府門真市千石東町18番13号
破産者　永江　秀樹
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９４８号
大阪府門真市千石東町28番19号　タウンフィールド201号、開始決定時大阪府門真市千石東町18番13号
破産者　ブティックＹＵＲＩＹＡこと　永江　芳子
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６６号
大阪府門真市大字桑才198番地の３
破産者　佐藤　光晴
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３７号
大阪市西区本田３丁目２―17　ＣＱレジデンス大阪ＷＥＳＴ1101、開始決定時大阪市此花区西九条３丁目４番34―907号
破産者　水野　　薫
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５３号
神戸市中央区二宮町４丁目23番９―903号
破産者　大和商事こと　源内　利通
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７８号
奈良県北葛城郡王寺町元町２丁目８番15号
破産者　ビギンこと　的場　　正
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６号
大阪府東大阪市今米２丁目６番36号　吉田アバンギャルド105号
破産者　中西　剛士
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２８号
大阪市西区江戸堀２丁目７番27―701号
破産者　八尾　武史
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２５号
大阪府守口市大日東町17番２号
破産者　水野　安夫
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２６号
大阪市東住吉区湯里６丁目４番17号　プラザ湯里202号
破産者　西森工務店こと　西森由利子
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０９号
堺市中区深阪1040番地１　ライブコート泉北601号
破産者　新井　直樹
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
堺市堺区協和町４丁351番地　東団地18号館812号
破産者　川添　幸信
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
大阪府富田林市若松町東１丁目195番地１―Ａ―110、前住所大阪市東成区玉津２丁目９番19号
破産者　髙平　修治
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
神戸市長田区東尻池町６丁目３番16―６号
破産者　髙山珠江こと　袞　　珠江
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１号
神戸市東灘区岡本５丁目４番10号　ローゼンハイツ102号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中１丁目14番地　イーストコート２番街レジデンス1115号
破産者　樹下　國昭
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８２号
兵庫県姫路市飾磨区玉地97番地１　インプレスト姫路飾磨901
破産者　高橋　紀行
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部